

京都市交通局管理規程 6-11（京都市乗合自動車循環 1 号系統の運行に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 9 月 1 日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第 4 条第 4 項中「本市の発行する敬老乗車証及び福祉乗車証」を「京都市敬老乗車証条例第 2 条第 1 号に規定する第 1 種敬老乗車証及び本市の発行する福祉乗車証」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）